

港区の待機児童ゼロ達成後の 新たな課題への対応方針

令和3年（2021年）9月

港 区

目次

第1章	策定の背景	1
1	待機児童ゼロの達成・継続	1
2	新型コロナウイルス感染症の感染拡大	3
3	幼児教育・保育の無償化の開始	4
第2章	新たな課題	6
1	保育定員に対する空きの増加等により生じる影響	6
(1)	定員に対する空きの増加により生じた課題	7
(2)	保育の質の維持・向上に係る課題	8
2	これまでの待機児童解消施策の整理と新たな課題	10
第3章	新たな課題への対応方針について	11
第1	定員の適正化等について	11
1	保育定員確保の方向性等について	11
2	施設種別ごとの保育定員設定に係る考え方について	14
3	認定こども園施策の方向性について	17
第2	保育の質の維持・向上策について	19
1	保育施設に対する指導検査等の方向性について	19
2	保育士の確保に係る支援策について	21
3	園児の新たな外遊び場の確保について	23
第3	これまでの待機児童解消施策の見直しについて	25
1	港区保育室の終了や認可化に向けた取組について	25
2	小規模保育事業等の方向性について	29
3	居宅訪問型保育事業の方向性について	31
4	認可外保育施設等に係る区の支援の方向性について	33
5	働き方の多様化に対応した保育利用調整基準の見直しについて	36
第4章	今後継続して検討することについて	37
1	私立認可保育園等に対する運営支援のあり方	37
2	保育園の独自の魅力の発揮のための上乗せ徴収について	37
おわりに（就学前児童に対する総合的な子育て支援のあり方について）		39
参考資料		40
1	基礎資料	41
2	策定に係る事業者ヒアリングについて	43
3	策定に係る検討経過	46

第1章 策定の背景

区は、待機児童の解消を区政の最重要課題と捉え、積極的な保育定員拡大の取組により、平成31年4月に待機児童ゼロを達成することができました。

また、区は、令和3年4月に児童相談所設置市となり、児童福祉施設の設置認可や指導監督に係る権限が大きく拡充したことなどから、今後は、さらに多様化・複雑化する教育・保育ニーズに対し、これまで以上に主体的に対応するための総合的な子育て支援のあり方を検討する必要性が生じています。

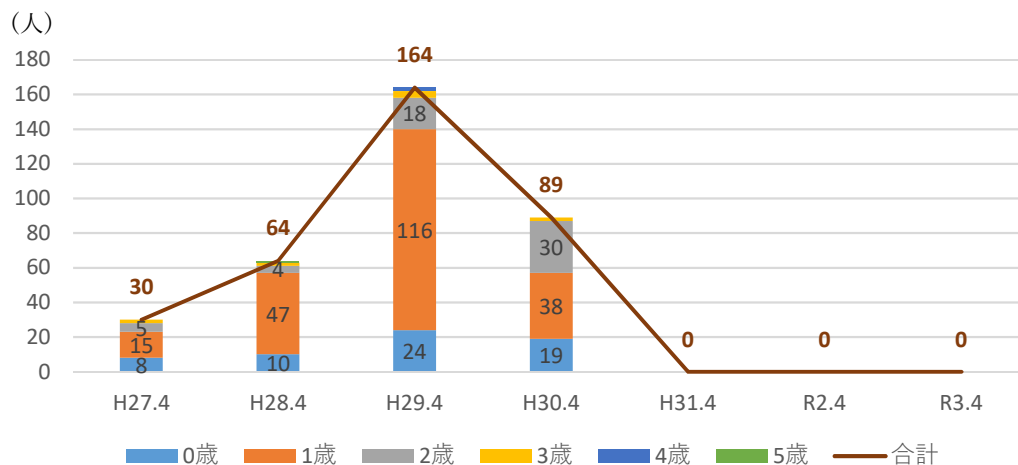
保育施設が充実した一方で、近年、入園希望者数等の伸びが鈍化していることなどから、保育定員に対する空きが増加しています。また、幼児教育・保育の無償化をはじめとする子育て支援に関する大きな制度改革、新型コロナウイルス感染症の感染拡大が社会生活に及ぼす様々な影響など、区における保育を取り巻く環境が大きく、かつ、急速に変化しています。このため、まずはこれらの環境変化に伴い生じている現下の課題に速やかに対応するための区の方針や対応方針を示した上で、必要な対策に取り組む必要性が生じています。

1 待機児童ゼロの達成・継続

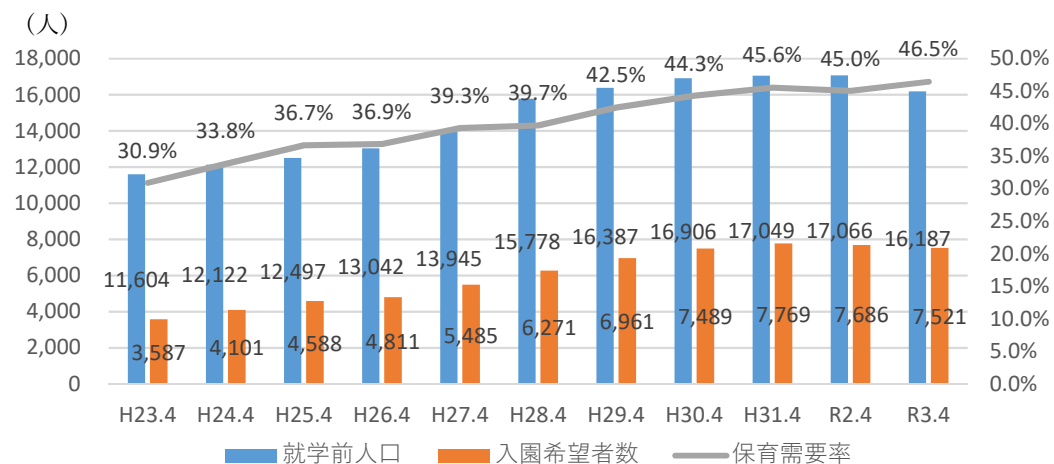
区は、平成29年4月の待機児童数が前年度4月に比べて大幅に増加したことを受け、待機児童解消緊急対策を決定しました。この対策として、区立認可保育園の新設や私立認可保育園の誘致、港区保育室の開設、開設後間もない保育園の空きクラスを活用した1歳児定員の拡大など様々な手法による保育定員拡大に取り組み、平成31年4月には待機児童ゼロを達成し、以降、各年度4月時点での待機児童ゼロを継続しています。

一方で、現在は、待機児童が解消された反面、地域や保育施設の種別によっては、保育施設の定員に対して多くの空きが生じています。さらに、育児休業取得率の上昇などの様々な要因により、近年右肩上がりが増加してきた入園希望者数の伸びが鈍化し、令和2年4月以降は減少傾向が続いています。今後は保育需要の動向を踏まえた施策を展開していく必要があります。

【待機児童数の推移】



【保育需要率(=入園希望者数/就学前人口)の推移】



※平成 28 年以降の就学前人口の数値には外国籍児童を含む。

【保育施設の種類】

- 認可保育園………児童福祉法等に定められた基準（施設の広さ、保育士等の職員数、給食設備等）を満たし、区の認可を受けた保育施設
- 認可外保育施設…児童福祉法に基づく認可を受けていない保育施設の総称
- 港区保育室………待機児童解消のため認可保育園を補完することを目的として区が独自に設置した保育施設。児童福祉法に基づく認可を受けていないが、保育料や保育内容は認可保育園と同様
- 認定こども園………就学前の教育・保育を一体的に行う施設。就労状況が変わっても同一園に在籍し続けることができる。
- 地域型保育事業…児童福祉法に位置付けられた区の認可事業。小規模保育事業、家庭的保育事業、事業所内保育事業、居宅訪問型保育事業の 4 つの事業類型がある。
- 認証保育所………「東京都認証保育所事業実施要綱」で定められた東京都独自の基準を満たし、区から補助を受けている保育施設。都市の多様化する保育ニーズに対応するための施策として東京都が制度を創設した。

2 新型コロナウイルス感染症の感染拡大

新型コロナウイルス感染症は世界規模で大流行し、国内でも多くの感染者が確認されており、今なお区民生活に大きな影響を及ぼしています。

新型コロナウイルス感染症の感染拡大による影響を受けている社会情勢において、港区の就学前人口（0～5歳、各月1日現在）は、令和2年2月以降減少を続けています。港区人口推計（令和3年3月）においては、令和3～4年度に一定程度の就学前人口が減少し、その後再び増加に転じる見通しを立てていますが、現時点では、今後のコロナ禍後の長期的な人口動向については不透明です。

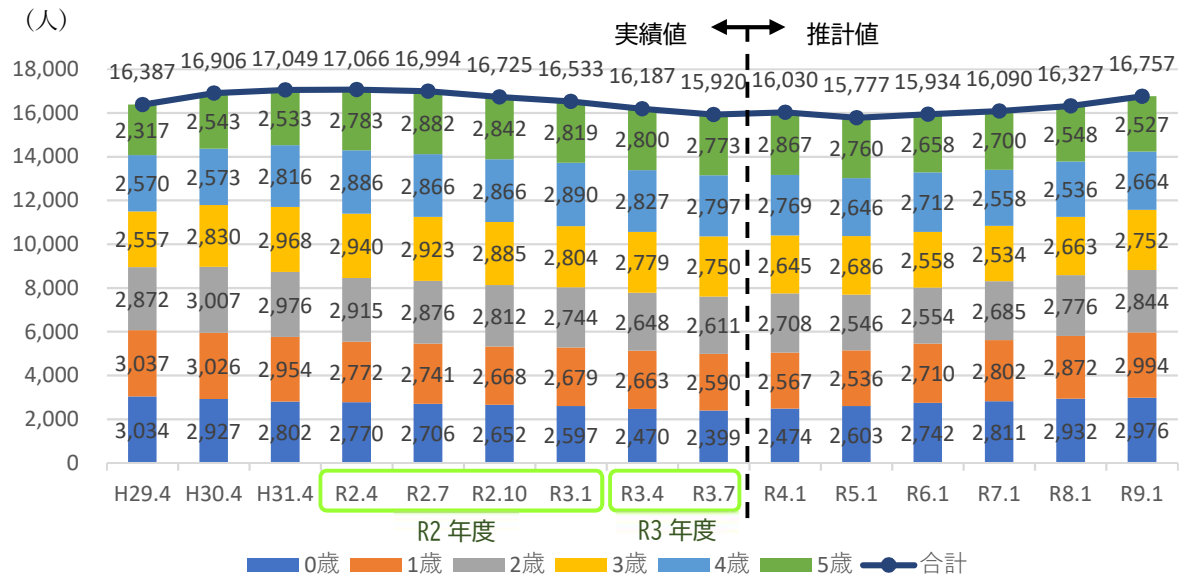
引き続き、合計特殊出生率など各指標の減少傾向の詳細な原因分析を行うとともに、出生率が向上するよう結婚・出産・子育てと続く切れ目のない支援策を検討していきませんが、現在の就学前人口の減少状況も踏まえた保育施策の検討が必要となっています。

令和3年4月の入園希望者数は、特に0歳で大きく減少しており、新型コロナウイルス感染症の感染拡大が、育児休業を延長して入園を遅らせる選択を促している可能性があります。

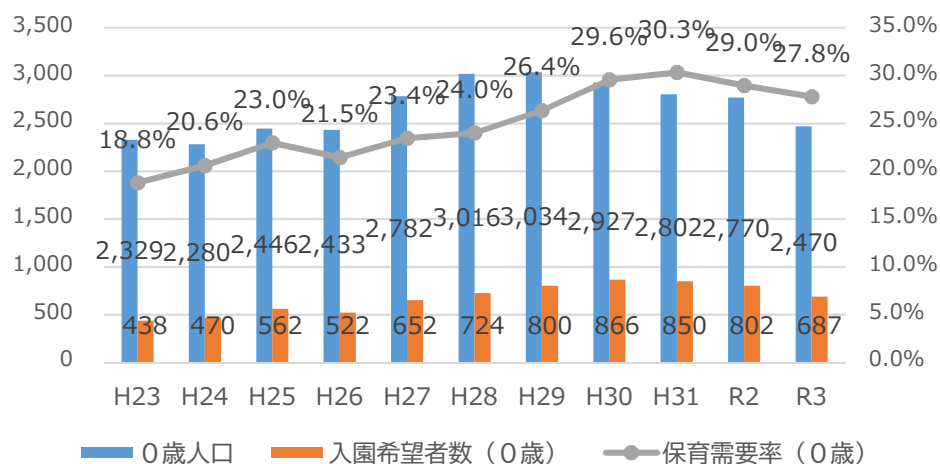
また、テレワークや時差通勤の促進をはじめとする新たな生活様式も定着しつつあり、多様化する働き方が、保育に対する考え方も含めた保育需要に大きな影響を及ぼす可能性も考えられます。

今後も新型コロナウイルス感染症の感染拡大がもたらした社会情勢の変化が、保育需要に与える影響を注視し、区の保育施策に反映していく必要があります。

【就学前人口（0～5歳）の推移】（港区人口推計（令和3年3月）から）



【区の0歳児入園希望者数の推移（各年度4月1日時点）】



※平成28年以降の就学前人口の数値には外国籍児童を含む。

3 幼児教育・保育の無償化の開始

令和元年10月から、幼稚園、保育園、認定こども園などを利用する3歳から5歳までの子ども及び住民税非課税世帯等の0歳から2歳までの子どもの保育料が無償化されました。また、一定の基準を満たす認可外保育施設についても、一定額まで無償化の対象となりました。

幼児教育・保育の無償化の主な対象となる3歳から5歳までの子どもについて、無償化以降で施設の利用希望が大きく増加するなどの影響は見られませんでした。今後は、3歳児クラスに進級するタイミングで認可保育園から認可外保育施設へ転園するケースなどが増加することも考えられます。

各施設等の利用状況の推移を確認するなど、無償化後の保育需要等の動向について、今後も注視していく必要があります。

第2章 新たな課題

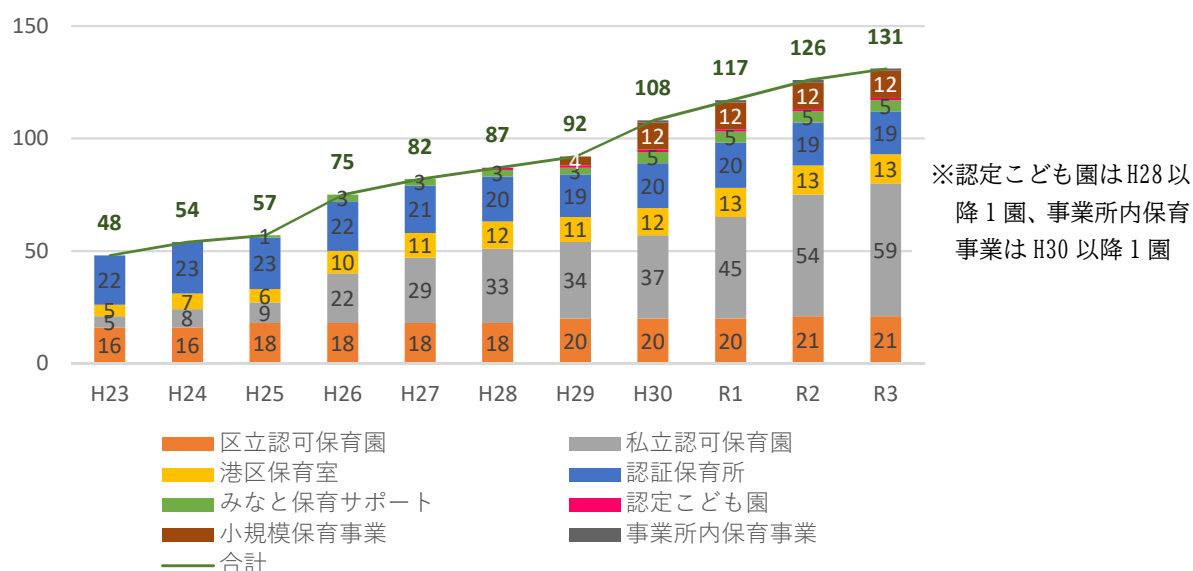
1 保育定員に対する空きの増加等により生じる影響

これまで区は、平成27年12月に策定した「港区の今後の保育行政のあり方について」（以下「保育行政のあり方」という。）で示された内容に基づき、私立認可保育園の誘致を中心とした保育施設の整備による保育定員の拡大に取り組んできました。

保育施設数は、平成28年4月からの5年間で44施設増加し、令和3年4月で131施設となりました。特に平成28年4月時点で33施設だった私立認可保育園は、令和3年4月までに26施設増加しており、保育施設の中でもっとも大きい増加数となっています。

保育施設の急激な増加等により、区内の保育の状況に大きな影響がもたらされています。

【区内保育施設数の推移】（各年度4月1日時点）



(1) 定員に対する空きの増加により生じた課題

区内の保育施設数の増加により、入園希望者の選択肢が増え、より希望に合った園に入園できるようになりました。一方で、就学前人口や入園希望者数の伸びが想定よりも鈍化した結果、近年、私立認可保育園や小規模保育事業所（以下「私立認可保育園等」という。）を中心に定員に対して多くの空きが発生しています。私立認可保育園等運営事業者（以下「運営事業者」という。）は、在園児数に応じて国が定める公定価格に基づく委託費収入を得ています。新たな入園申込みに対応するため、保育士は、在園児数ではなく設定した利用定員に対して必要な数を配置することが義務付けられていることから、定員に対する空きが大きくなるにつれて、運営事業者の収支が悪化しています。

また、定員に対して在園児が少ない保育園では、保育士の数が在園児数に対して相対的に多くなっており、これによって生じる保育機会の減少が保育士のモチベーションの低下にもつながっています。保育士のモチベーション低下はその後の離職要因にもなり、安定した保育士の確保が困難となるほか、新たな保育士の採用コストの増加による収支の圧迫、保育スキル向上の機会の減少等にもつながっています。近年の待機児童解消に向けた全国的な保育施設増設の動きから、保育士の採用情勢は依然として厳しく、この状況が継続すれば、適正な職員配置等に支障を来す可能性もあります。

【区の保育定員の推移】

	H24.4	H25.4	H26.4	H27.4	H28.4	H29.4	H30.4	H31.4	R2.4	R3.4
区立認可	1,845	2,178	2,250	2,372	2,680	2,891	2,933	2,945	3,192	3,184
私立認可	455	505	1,270	1,753	2,047	2,107	2,224	2,565	2,992	3,344
保育室	1,060	956	1,417	1,547	1,458	1,387	1,551	1,730	1,712	1,603
地域型						118	302	302	302	302
認証等	867	842	1,026	966	821	776	846	905	835	800
合計	4,227	4,481	5,963	6,638	7,006	7,279	7,856	8,447	9,033	9,233
拡大数	596	254	1,482	675	368	273	577	591	586	200

※「区立認可」は区立認可保育園、芝浦アイランドこども園の合計数。「地域型」は地域型保育事業である4事業類型の合計数。「認証等」は認証保育所、みなと保育サポート事業及び1歳児定員拡大事業の合計数

【区内保育施設の定員に対する空きの推移】

	H27.4	H28.4	H29.4	H30.4	H31.4	R2.4	R3.4
0歳	54	37	25	48	119	207	271
1歳	62	18	7	37	137	196	194
2歳	120	35	35	46	73	216	216
3歳	177	472	46	130	172	142	282
4歳	369		128	251	273	353	434
5歳			138				
合計	782	562	379	512	774	1,114	1,397
定員	5,672	6,185	6,503	7,010	7,542	8,198	8,433
空き率	13.8%	9.1%	5.8%	7.3%	10.3%	13.6%	16.6%

※数値は認可保育園、認定こども園、港区保育室、地域型保育事業の合計。異年齢で合同の定員設定をする園があるため、空き数もまとめて表示している箇所がある。

（２）保育の質の維持・向上に係る課題

定員に対して在園児が少ない保育園における保育士の保育機会の減少は、保育士スキル向上の阻害要因にもなり得ることに加え、区内の保育施設、特に近年新設された私立認可保育園等の保育士は都外から採用された若い職員が多く、運営事業者に対するヒアリングにおいても、特に経験の浅い若い職員の保育士スキルの向上は課題として挙げられています。このような保育園が区内に増えれば、区全体としての保育の質の低下につながりかねません。

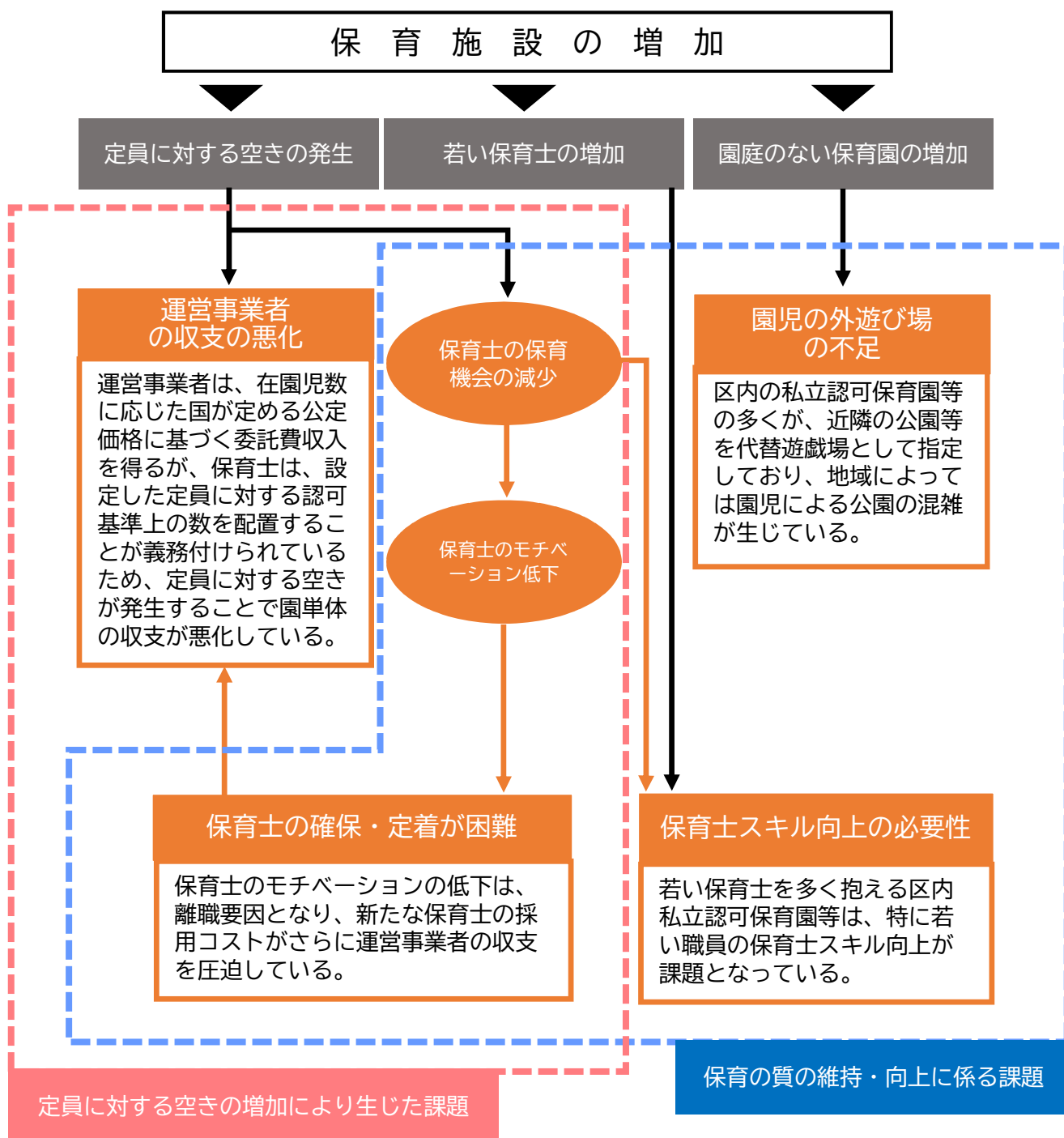
さらに、保育士が同一の保育園に継続して長く働くことができることは、子どもや保護者との信頼関係に基づく適切な保育のための重要な要素です。安定した保育士の確保及び保育士の定着は、区全体の保育の質の課題と捉え、保育士の離職要因を可能な限り減らすためにも、定員に対する空きの増加に対応していく必要があります。

また、区内の保育施設は増加しましたが、地価が高く広い土地の確保が困難といった都心港区の土地条件等の制約から、認可基準を満たす面積の園庭を有する私立認可保育園等の割合は私立認可保育園等全体に対して１割に満たず、多くの保育園が近隣の公園等を代替遊戯場として指定しています。園児の外遊びの時間帯は午前中に集中しており、地域によっては園児による公園の混雑が生じています。

自然の中でのびのびと体を動かして遊ぶことは、子どもの心と体の成長にとってとても大切なことです。

園児の外遊び場の確保については、港区子ども・子育て会議からも再三にわたって指摘を受けており、区特有の大きな課題となっています。

【保育定員に対する空きの増加等により生じる影響の関連図】



2 これまでの待機児童解消施策の整理と新たな課題

これまで区は、待機児童解消を目的とする保育定員の拡大策として、私立認可保育園の誘致、区立認可保育園の定員拡大、港区保育室の整備、小規模保育事業などの地域型保育事業の実施、待機児童向け居宅訪問型保育事業の実施、みなと保育サポート事業の充実などに取り組んできました。

また、認可保育園を希望しながらも待機児童となり認可外保育施設を利用している利用者に対しては、認可外保育施設保育料助成制度などを創設することにより、保護者の負担軽減、保育料負担の公平を図ってきました。

現在、区内における認可保育園の定員は十分に確保されており、認可保育園を補完することを目的とする港区保育室や認証保育所をはじめ、待機児童向け居宅訪問型保育事業やみなと保育サポート事業、さらには認可外保育施設保育料助成制度などについて、待機児童解消後の位置付けを改めて整理する必要があります。

さらに、平成29年度の待機児童解消緊急対策以降、認可基準限度まで定員を拡大してきた区立認可保育園についても、その適正な規模を再検討する必要があります。

これらに加え、さらなる働き方の多様化に応じた保育利用調整基準についての検討の必要性など、近年の社会情勢等の変動への柔軟な対応が求められています。

第3章 新たな課題への対応方針について

第1 定員の適正化等について

1 保育定員確保の方向性等について

「子育てするなら港区」の実現のため、引き続き、入園を希望する時期にかかわらず、希望する人がいつでも入園できるように必要な保育定員を確保します。

一方で、今後の保育定員の設定については、定員に対する空きを可能な限り解消するため、年度途中の待機児童数の推移のみにとらわれることなく、真に必要な量を見極めながら行います。

《現状と課題》

4月時点で待機児童ゼロを達成した年度においても、育児休業からの復職予定に合わせた入園申込みなどにより、待機児童は年度の途中から0歳児を中心に発生し、年度末に向けて増加する傾向にあります。

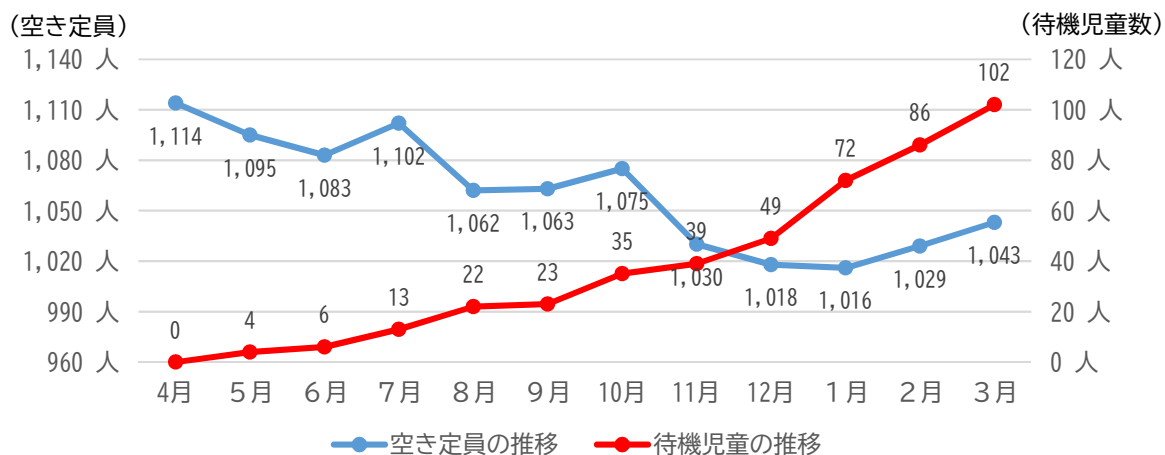
年度途中で生じる待機児童の多くは育児休業期間中の0歳児であり、入園申込みの時点で育児休業の延長を見込んでいる保護者も一定数います。

近年は、待機児童が発生している年度末においても保育施設の定員に対する空が多く生じています。入園申込者数に対して保育定員を完全に一致させることは不可能であることから、待機児童ゼロの達成・継続のためには、各保育施設において定員に対して一定程度の空が生じることが前提となります。

しかしながら、国が定める公定価格に基づく委託費は、在園児数に応じて支払われることなどから、定員に対する空が大きくなるにつれて、運営事業者の収支は悪化することとなります。

なお、施設の新規整備は、多額の費用を要するだけでなく、土地や建物の確保面から任意の場所に自由に整備することはできず、年度途中で発生する比較的少数の待機児童を効果的に解消する方法としては、効果が限定的とならざるを得ません。

【区の年度途中の空き定員及び待機児童数の推移（令和2年度）】

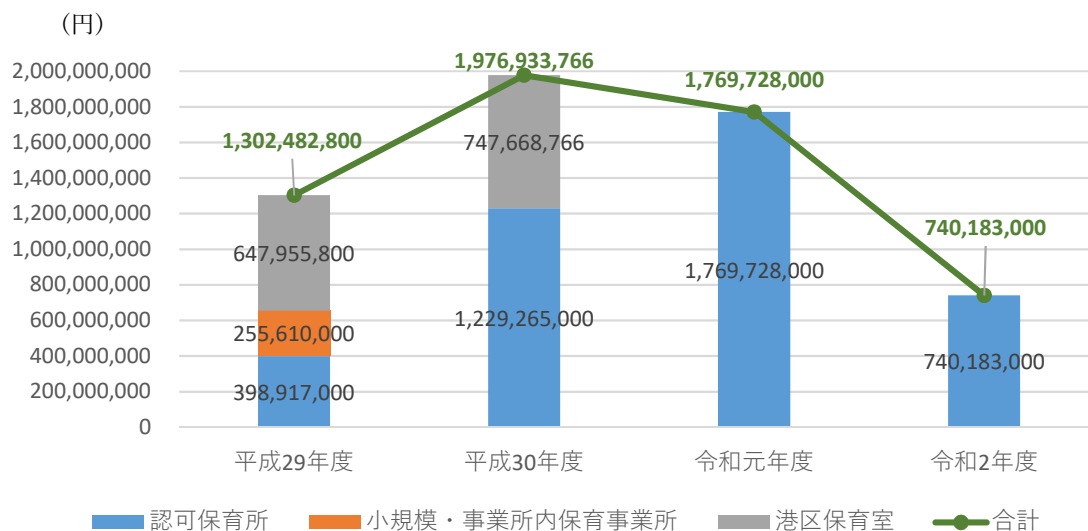


【保育施設整備に係る区支出対象施設数の推移】

	H29 年度	H30 年度	R1 年度	R2 年度
私立認可保育園	5 施設	10 施設	11 施設	5 施設
小規模・事業所内	9 施設	0 施設	0 施設	0 施設
港区保育室	3 施設	3 施設	0 施設	0 施設
合計	17 施設	13 施設	11 施設	5 施設

※整備期間が2か年にまたがる施設は、各々の年度で計上。

【保育施設整備に係る区支出額の推移】



《取組の方向性》

「子育てするなら港区」の実現に向け、引き続き、保育園への入園を希望する時期にかかわらず、希望する人がいつでも入園できるように必要な保育定員を確保します。

一方で、新たな保育施設の整備には多額の費用を要するとともに、区内における土地建物の確保の困難性から、自由に場所を選定することはできず、年度途中で発生する比較的少数の待機児童の解消に対する効果は限定的です。さらに、結果として既存保育施設の定員に対する空きをさらに増加させてしまうことから、4月時点での待機児童ゼロを達成した現在においては、新たな定員拡大は慎重に行わなければなりません。

そのため、今後の保育定員の設定については、年度途中の待機児童数の推移のみにとらわれることなく、入園相談の際などに入園申込者個々の事情や意向を丁寧に聴き取り、各時期における入園申込み理由の傾向等を詳細に分析した上で真に必要な量を見極めながら行います。

年度途中における入園希望者に対しては、保育コンシェルジュなどを通じて、定員に対して空きがあり入園可能な園のうち、希望にかなった保育園を案内できるように、個別の事情に応じて丁寧に対応します。

また、年度途中で生じる待機児童の多くは育児休業期間内の0歳児であることから、育児休業の取得・延長を希望する人が希望にかなった期間の休業を適切に取得できるよう、企業の気運醸成や仕組み作りについて国や都に要望していきます。

2 施設種別ごとの保育定員設定に係る考え方について

待機児童ゼロの達成・継続を踏まえ、今後、区全体の保育の質向上のためのノウハウ継承の役割をより一層発揮するため、区立認可保育園の定員を一定程度縮小します。

私立認可保育園等の定員について、地域の必要定員を維持しつつ、定員縮小を含めた運営事業者の意向を公平かつ柔軟に調整する手法を導入します。

また、認可保育園を補完する役割を担う港区保育室の定員を可能な限り縮小していきます。

《現状と課題》

平成27年12月に策定した「保育行政のあり方」において、区全体の保育の質向上のためのノウハウ継承を区立直営園の役割として位置付けました。しかしながら、平成29年4月の待機児童解消緊急対策の決定以降、区立認可保育園の定員についても、施設の条件等に応じて可能な限り拡大してきた結果、自園の適切な運営のために区の保育士の多くの力が割かれ、現在この役割を十分に果たできていない状況があります。待機児童が解消された現在、区全体の保育の質の向上の観点から、改めて適切な定員設定を検討する必要があります。

私立認可保育園等の定員については、運営事業者に対するヒアリングの結果、一部の事業者は定員削減の意向を持っていることが分かりました。しかし、私立認可保育園や小規模保育事業所の定員については、これまでは、増大する保育需要に対応するため最大限の保育定員を確保してきたことから、保育需要の減少等に伴う私立認可保育園等からの定員削減の要望に対する調整手法が整理されていません。

今後は、定員縮小を含めた柔軟な定員設定の仕組みや調整手法を検討する必要があります。

認可保育園を補完する役割である港区保育室の定員についても、認可保育園の定員に空きが生じている状況を踏まえ、港区保育室事業全体の方向性と併せて検討する必要があります。

【区立認可保育園定員の推移】

		H27.4	H28.4	H29.4	H30.4	H31.4	R2.4	R3.4
	施設数	18 施設	18 施設	20 施設	20 施設	20 施設	21 施設	21 施設
定員	0 歳	273	285	313	315	315	343	343
	1 歳	362	395	423	434	434	471	471
	2 歳	414	428	480	490	490	521	521
	3 歳	457	463	510	521	517	554	550
	4 歳	432	468	500	501	521	554	554
	5 歳	434	470	494	501	497	558	554
	合計	2,372	2,509	2,720	2,762	2,774	3,001	2,993

※芝浦アイランドこども園、元麻布保育園の医療的ケア児等クラスの定員は除く。

【運営事業者が考える既存施設の今後の定員設定の方向性】

【保育園等運営事業者ヒアリング事前調査票】
問2 既存施設の今後の定員設定の方向性



※それ以外の定員設定の回答内容は、3歳児クラス進級のタイミングでの転園が多いことを理由として「乳児クラスを拡大、幼児クラスを縮小」が多い。

《取組の方向性》

待機児童が解消された現在の状況を踏まえ、今後、区立認可保育園は、区全体の保育の質向上のためのノウハウ継承の役割をより一層果たしていくことが求められます。このことから、区立認可保育園の定員を待機児童解消緊急対策以前の水準まで段階的に見直すこととし、周辺の私立認可保育園への助言等の役割の強化など、区立認可保育園職員のノウハウや保育スキルをこれまで以上に区全体の保育の質の向上のために活用します。具体的な定員設定については、当該園の周辺の保育需要の状況等を踏まえて各年度において判断します。

私立認可保育園等の定員については、定員縮小を認めるための一定の基準を設けるなど、地域の保育需要に対して必要な定員を確保することで待機児童ゼロを継続しつつ、定員縮小を希望する園の要望を公平に調整する仕組みを構築します。

待機児童解消のために認可保育園を補完する役割を担う港区保育室の定員については、待機児童が解消された現在の状況を踏まえ、今後の事業終了を見据え、在園児の進級のための定員を確保した上で、可能な限り縮小していきます。

なお、これまで区の保育定員は、保育が必要であることの認定が必要な区が利用調整を行っている認可保育園等の保育施設と、利用調整の枠組みの外で利用者が決定されるみなと保育サポート事業や認証保育所を一体的に管理してきましたが、それぞれの位置付けや利用に当たっての仕組み、定員管理に対する考え方や関与度合いなどは大きく異なります。このため、より利用者にとって分かりやすい示し方とするため、令和4年度以降の保育定員は、区が利用調整を行っている施設と行っていない施設・事業とで区分して管理し、公表することとします。

3 認定こども園施策の方向性について

認定こども園の各地区一園の整備については、就学前人口の動向や保育園入園申込み状況等を精査した上で、整備地域や定員設定について慎重に検討しながら進めます。整備は原則として新設ではなく、既存私立認可保育園からの移行により行います。

《現状と課題》

認定こども園には、就労形態が変わっても同じ園に在園し続けられるという保育園や幼稚園などの既存の施設類型では満たすことのできない独自のメリットがあることから、区では令和2年度に、今後、既に芝浦アイランドこども園の所在する芝浦港南地区を除く各地区に、保育所型認定こども園一園の整備を進める方向性をまとめました（令和2年6月決定「区における今後の認定こども園施策の方向性について」）。

しかしながら、近年の私立認可保育園等の定員に対する空きの増加や、新型コロナウイルス感染症の感染拡大が区の就学前人口数や出生数に影響を及ぼすことが懸念される中、主に幼稚園の利用を想定している1号認定こども（教育標準時間認定）の定員を新たに設定することとなる認定こども園の整備については、幼児教育や保育の需要の動向を見極めながら、具体的な整備計画や定員設定等を慎重に検討する必要があります。

【認定こども園の類型について】

類型	内容
幼保連携型	幼稚園的機能と保育所的機能の両方の機能を併せ持つ単一の施設として認定こども園としての機能を果たす。
幼稚園型	認可幼稚園が、保育が必要な子どものための保育時間を確保するなど、保育所的な機能を備えて認定こども園としての機能を果たす。
保育所型	認可保育園が、保育が必要な子ども以外の子どもも受け入れるなど、幼稚園的な機能を備えることで認定こども園としての機能を果たす。
地方裁量型	幼稚園・保育所いずれの認可もない地域の教育・保育施設が認定こども園として必要な機能を果たす。

《取組の方向性》

認定こども園の、保護者の就労形態の変更があった場合でも同一園に在園し続けられるというメリットは、コロナ禍を経ても変わることはなく、引き続き、芝浦港南地区を除く各地区に、認定こども園一園の整備を目指します。

しかしながら、上記のような近年の保育を取り巻く状況を踏まえ、認定こども園の整備については、就学前人口の今後の動向や各年度の幼稚園、保育園等の入園申込み状況等及びコロナ禍を経て保護者の希望に変化があったかどうかなどを含めた今後の需要見込みを精査した上で、整備地域や定員設定について慎重に見極めながら進めます。

なお、待機児童が解消され、私立認可保育園等を中心に定員に対する空きが多く見られることなどから、整備は、原則として、さらなる定員拡大を伴う新設ではなく、既存私立認可保育園からの移行により進めます。

また、整備する認定こども園の類型は、株式会社などの多様な主体が運営できることに加え、調理設備など認定こども園に必要な設備を、認可保育所としての基準においてあらかじめ備えており、既存保育園からの移行も比較的容易などのメリットがある「保育所型」とします。

整備に当たっては、認定こども園化を目指す教育・保育理念や、教育・保育の質を担保する体制や取組を適切に審査した上で、保護者の就労形態の変更があった場合でも同一園に在園し続けられるというメリットを活かすためだけでなく、子どもの教育・保育にも資することとなるよう努めます。

第2 保育の質の維持・向上策について

1 保育施設に対する指導検査等の方向性について

認可基準への適合性の検査だけでなく、会計経理や労働環境など直接保育に関わる事項以外の分野に対する支援の仕組みを構築し、さらなる保育の質の向上を図ります。

《現状と課題》

令和3年4月、児童相談所設置市として、保育園の認可権限や認可保育園に対する指導監督権限が東京都から移管されるとともに、認可外保育施設の指導監督権限も移管されるなど、区の権限が拡充しました。このため、保育内容や運営、会計に係る指導検査を厳正に実施することで、適正な保育園運営を確保する必要があります。

一方で、会計経理のレベルの維持・向上は、一義的には民間企業である運営事業者の責任ではありますが、特に保育園事業の経験が浅い運営事業者のなかには、保育園運営に係る複雑な会計経理に関する知識やノウハウについて、助言やフォローを求める声もあります。

また、労働環境に関する保育の現場からの意見や要望が区に寄せられることもあります。保育士が生き生きと働くことができる職場を作ること、保育の質の向上のためにも重要なことです。

今後は、区内の全ての保育施設において、安全・安心の確保はもとより、適正な経理や労働環境の確保を支援し、園の安定運営を図る責務が区に生じることとなることから、適切な指導検査の体制や手法を構築する必要があります。

さらに、区民に最も近い立場で行政を行う港区ならではの保育の質の向上のための指導監督の手法等についても検討する必要があります。

《取組の方向性》

保育の質の向上のためには、指導監督基準に基づく厳格な指導により最低限の適正運営を確保するとともに、保育園ごとの実情に応じた適切な助言や支援が必要です。

このことから、保育所としての最低基準である認可基準の遵守を徹底することを目的とした児童福祉法等に基づく指導検査に加えて、会計経理や労働環境等の分野において、公認会計士や社会保険労務士などが専門的見地から私立認可保育園等に対して助言等ができる仕組みを構築し、直接保育に関わる事項以外の分野においても保育園を支援することにより、保育の質の向上を図ります。

2 保育士の確保に係る支援策について

私立認可保育園等の保育士採用に係る事務負担や費用負担を軽減するため、区において施設と保育士の求人マッチングを支援する仕組みを構築するなど、運営事業者の保育士の確保を支援します。

また、保育士の定着は、子どもや保護者との信頼関係に基づく適切な保育のための重要な要素であることから、保育士定着のためのさらなる支援を検討します。

《現状と課題》

近年、待機児童解消のための受け皿の拡大に伴い、全国的に保育士不足が問題となっていますが、港区においては、地元地域に在住する保育士の採用が難しいことなどもあり、この問題が特に大きなものとなっています。

区内の私立認可保育園等では、都心という性質上、地元地域から保育士を採用することが難しく、運営事業者に対するヒアリング結果からも、現在、保育士の採用は非常に困難で、多くの園が人材紹介会社を頼らざるを得ず、保育士採用に係る事務負担や費用負担は相当重いという声がありました。また、保育士の短期間での離職が新たな保育士採用のための費用負担をさらに重いものとしている実情があります。

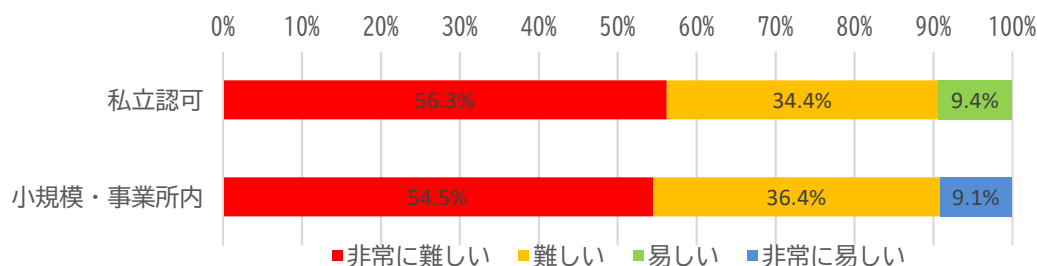
特に、費用負担については本来保育の質の維持・向上に充てるべき資金の一部を採用活動経費に充てざるを得ないなど、保育の質の担保の観点からも対策が必要となっています。

一方で、運営事業者に対するヒアリング結果からは、港区での勤務を希望する保育士も一定程度いるものの、その多くは区外在住者であり、港区の保育園の情報を容易に取得できない環境であることが分かりました。そのため、就職活動をする保育士側からも区内の保育園の求人情報等を網羅的にまとめた情報源の存在は、就職活動の負担軽減につながります。

【保育士確保の現況】

【保育園等運営事業者ヒアリング事前調査票】

問14 現在の保育士確保の難しさ



《取組の方向性》

保育士採用に係る事務負担や費用負担を軽減し、運営事業者の保育士の確保を支援するとともに、港区での勤務を希望する保育士の就職活動を支援するため、私立認可保育園等における求人情報と就職活動をする保育士の情報をマッチングする仕組みを構築します。

また、勤務した保育士が継続して同じ園で働き続けることは、保育士採用に係る事務負担や費用負担を軽減させるだけでなく、保育士と子どもや保護者の信頼関係構築など、園の安定的な運営や保育の質の面でも非常に重要です。

このため、就職活動をする保育士が区内の私立認可保育園等を積極的に選び、また、勤務した保育士が同じ園で継続して働きつづけることを促進するため、区内の保育園で勤務する保育士に対するキャリアアップのための研修制度や区の支援について、全国の保育士養成学校等を通じて積極的にPRするほか、様々な対策を検討します。

3 園児の新たな外遊び場の確保について

国や東京都、民間事業者に対し、暫定活用の可能性も含む遊び場整備のための未活用地の情報提供を求めるとともに、様々な手法を活用して遊び場の確保に取り組めます。

《現状と課題》

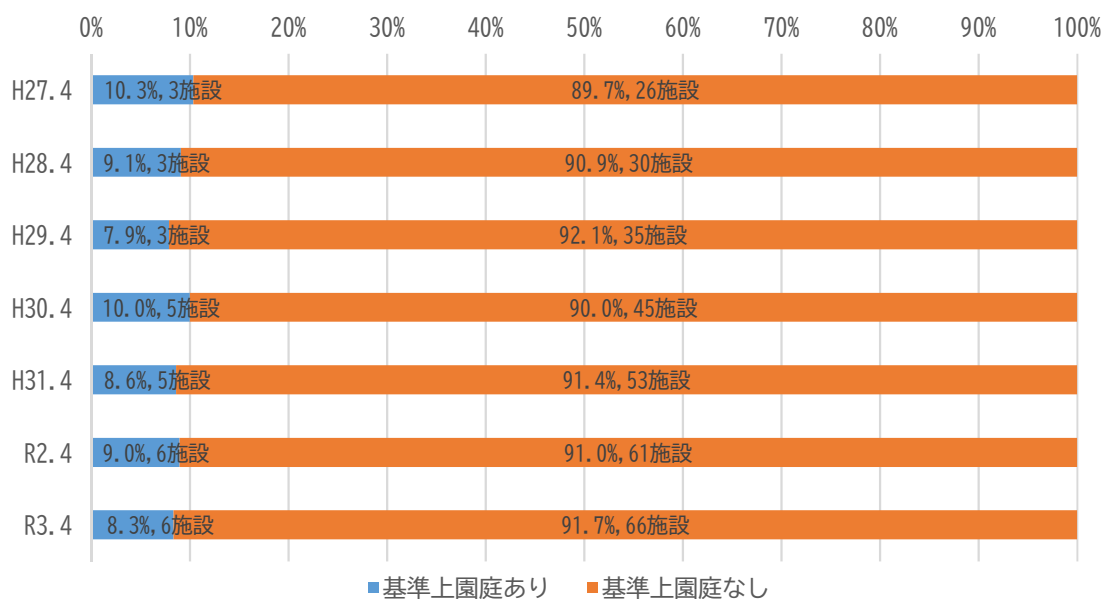
現在、認可基準を満たす面積の園庭を有する区内の私立認可保育園等の割合は1割に満たず、多くの園が近隣の公園等を代替遊戯場として指定しています。

園児が公園へ外遊びに出る時間帯は午前中で重なることが多く、地域によっては一部時間帯において公園が混雑して使用できない状況が見られます。

園児の外遊び場の確保は、港区子ども・子育て会議からも指摘を受けており、区特有の大きな課題となっています。

現在、港区立運動場や中学校の校庭等の一部を一定時間利用している園もありますが、現状では利用は一部の保育園に限られ、利用機会の拡大等について検討が必要です。

【私立認可保育園等の園庭の有無】



《取組の方向性》

建物の整備と異なり、遊び場の整備であれば比較的容易に現状復帰が可能であることから、暫定的な活用も含めて国や東京都、民間事業者に対し、遊び場として活用可能な未活用の土地の情報提供や未活用地の子ども向けの遊び場としての活用を求めます。

園庭のない私立認可保育園等に対しては、引き続き、区立認可保育園を中心としてプール遊びや外遊びの場所の提供、行事等の合同実施などによる支援を行っていきます。

そのほか、遊び場整備のための土地の確保が困難な都心港区特有の事情に鑑み、大規模開発の際に快適な居住空間確保のために創出される公開空地の仕様について、子どもの外遊びにも活用できるような工夫を呼び掛けていきます。

さらに、区立小・中学校の校庭等の周辺の子どもへの開放事例を各学校に紹介するとともに、開放状況などの実態を調査します。調査結果を踏まえ、さらなる工夫の余地を検討するなど、様々な手法を活用して外遊び場の確保に努めます。

第3 これまでの待機児童解消施策の見直しについて

1 港区保育室の終了や認可化に向けた取組について

認可化を目指す港区保育室は、たまち保育室と芝浦橋保育室の2園とし、その他の保育室は近隣の保育需要等を踏まえ、順次終了していくこととします。終了を目指す保育室については、コロナ後の長期的な保育需要の動向も踏まえ、おおむね今後10年以内に終了に着手します。

《現状と課題》

港区保育室は、平成27年12月に策定した「保育行政のあり方」において、認可化の条件が整った保育室は認可化、再開発事業等の進捗に伴い土地を返還する必要があるため継続できない保育室は終了、その他の保育室は継続しながら認可化又は終了を検討という3つの方向性に整理しましたが、その後の区の待機児童の状況から、その多くが継続されてきました。

さらに、平成29年4月に決定した待機児童解消緊急対策の取組により新設した結果、港区保育室の施設数は、令和3年4月1日時点で13園になっています。このうち、新橋保育室、港南四丁目保育室、三光保育室、南麻布三丁目保育室については、既に終了時期が決定しています。

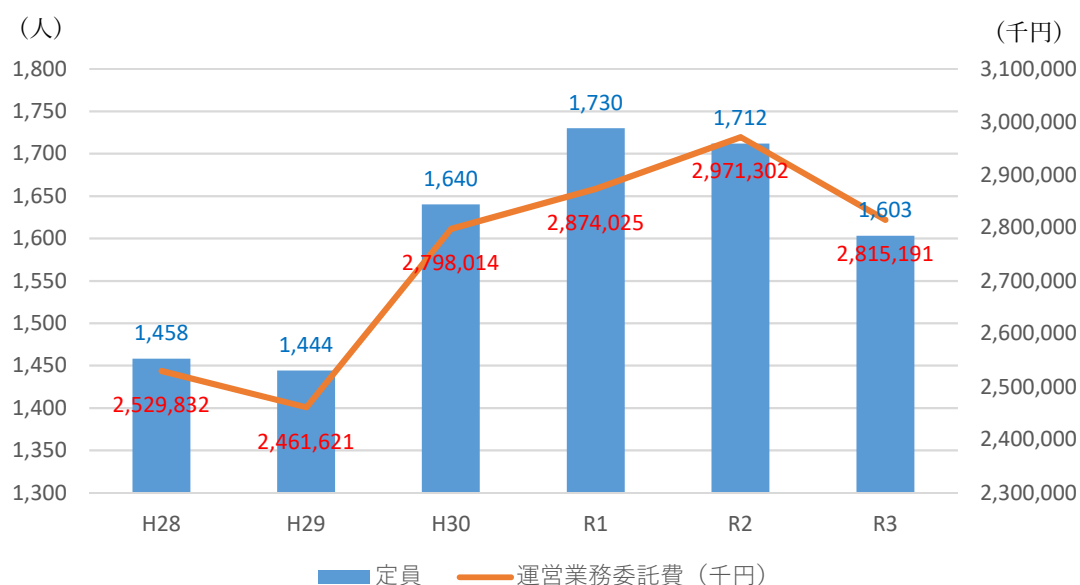
港区保育室は、保育定員の拡大及び待機児童の解消にとって必要な役割を果たしてきました。しかし、現在は、私立認可保育園等の積極的な誘致で待機児童ゼロを達成した一方で、私立認可保育園等の定員に対する空きが顕著となり、認可保育園を補完する役割である港区保育室事業の終了を早急に検討する必要性が生じています。

また、設置地域の特性等から今後も高い需要が長期的に続くことが予想され、かつ、認可化の条件を満たすことができる港区保育室については、認可化についての早急な検討が必要です。

【港区保育室定員の推移】

		H27.4	H28.4	H29.4	H30.4	H31.4	R2.4	R3.4
施設数		11 施設	12 施設	11 施設	12 施設	13 施設	13 施設	13 施設
定員	0 歳	186	167	143	137	150	138	126
	1 歳	361	353	315	323	355	331	258
	2 歳	374	343	338	340	363	371	321
	3 歳	299	303	268	333	350	352	326
	4 歳	200	160	200	247	295	290	297
	5 歳	127	132	123	171	217	230	275
	合計	1,547	1,458	1,387	1,551	1,730	1,712	1,603

【港区保育室運営業務委託費の推移】



《取組の方向性》

現在、私立認可保育園等の定員に対する空きが多く生じており、今後は、保育需要の減少も見据える必要があることから、港区保育室の認可化は慎重に検討する必要があります。このことから、以下のとおり、港区保育室の今後の方向性を定めます。

(1) 認可化

開設以降、現在も継続して保育需要が高く、今後も保育需要の増加が見込まれる芝浦地域にあり、かつ、立地や施設条件等から認可化が可能な、たまち保育室と芝浦橋保育室について、認可化を目指します。なお、認可化に当たっては、平成27年12月に策定した「保育行政のあり方」において定めた区の保育園整備の原則的考え方から、私立認可保育園として整備します。

(2) 終了

上記以外の保育室については、以下に掲げる理由から、今後終了していくこととし、終了に向けて順次定員を削減します。

保護者の適切な園選択の機会確保のためにも、事業終了までのおおよその期間については事前に周知する必要があります。このことから、終了に着手するまでの期間は、おおむね今後10年間程度とします。

具体的に終了に向けて定員調整を開始する保育室の選定については、定員に対する空き状況や保育需要等を踏まえ、毎年度判断します。終了までの具体的な定員設定や保育室の運営については、在園児保護者の意見も聴きながら丁寧に検討します。

【認可化が困難、又は認可化を行わない理由】

主な理由	保育室の名称
施設所在地を含む区域において道路計画や開発が予定されている。	芝公園二丁目保育室、志田町保育室
賃貸借期間が短期であり長期契約化が望めない。	桂坂保育室
区有地にあるが、暫定的な活用を想定している。	青南保育室、第二青南保育室、白金三丁目保育室
今後の保育需要の動向等から、周辺の保育園で待機児童ゼロの継続が可能である。	五色橋保育室

【港区保育室に対する基本的考え方の推移】 ※定員はその当時の数字



2 小規模保育事業等の方向性について

特に多く発生していた0歳児から2歳児までの待機児童の解消という目的が達成できたことから、今後、小規模保育事業所等の新設は行わないこととします。

3歳児クラス進級時の転園に伴う保護者の不安を軽減するため、既存の小規模保育事業所等について、運営事業者の要望に応じ区立認可保育園等の連携施設設定を進めます。

《現状と課題》

区では、平成27年4月の子ども・子育て支援新制度開始後の新たな定員確保策として、小規模保育事業所及び事業所内保育事業所（以下「小規模保育事業所等」という。）を誘致し、特に待機児童の多かった0歳児から2歳児までの定員を拡大してきました。しかし、平成31年4月の待機児童ゼロの達成以降、小規模保育事業所等には定員に対する空きが多く生じており、私立認可保育園と比較してもその空きは顕著となっています。

運営事業者へのヒアリング結果等から、3歳児クラス進級時に必ず転園を伴うことが保護者の不安要因となっていることが大きな原因として考えられます。

このため、待機児童が解消している状況を受け、小規模保育事業所等の今後の方向性について整理する必要があります。

また、現在、区では小規模保育事業所等の卒園後の受け皿として特定の連携施設を設定せず、保護者の意向を確認した上で転園先を優先的に調整していますが、保護者の不安の解消のため、連携施設の設定等についても検討する必要が生じています。

【小規模保育事業所等の定員の推移】

		H28.4	H29.4	H30.4	H31.4	R2.4	R3.4
施設数			4 施設	13 施設	13 施設	13 施設	13 施設
定員	0 歳		17	51	51	51	51
	1 歳		24	75	75	75	75
	2 歳		27	76	76	76	76
	合計		68	202	202	202	202

《取組の方向性》

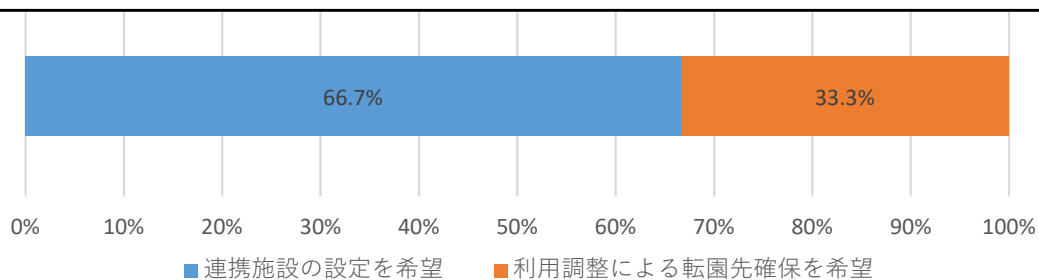
全ての年齢において待機児童が解消された現状においては、0歳児から2歳児までの待機児童解消という小規模保育事業所等の目的は一定程度果たされたため、今後、新たな施設整備が必要となる場合は、小規模保育事業所等の誘致ではなく、私立認可保育園の新設によって行います。

しかしながら、小規模保育事業所等には、低年齢の期間を少人数のより家庭に近い環境で保育することができるという独自の魅力があります。区としても独自の魅力の発信に努めるとともに、卒園後の受け皿確保による保護者の安心の担保及び既存の小規模保育事業所等の支援策として、区立認可保育園等の連携施設設定を進めます。ただし、連携施設の候補となる近隣認可保育園の立地など、状況は各小規模保育事業所等により異なるため、設定に当たっては、運営事業者の要望を踏まえた上で検討を進めます。

また、小規模保育事業所等から認可保育園への移行についても、運営事業者の希望に応じて柔軟に対応します。

【区内小規模保育事業所等の連携施設設定についての意向】

【保育園等運営事業者ヒアリング事前調査票】
問8 卒園後の受け皿としての連携施設設定の希望有無



3 居宅訪問型保育事業の方向性について

これまで認可保育園等に入園できなかった児童を対象としていた待機児童向け居宅訪問型保育事業について、事業の位置付けや対象を再構築します。

医療的ケア児等を対象とした居宅訪問型保育事業については、元麻布保育園の開設を踏まえ、双方の強みを活かした役割分担を整理します。

《現状と課題》

区は、平成27年12月、医療的ケア等が必要な児童を対象として地域型保育事業の1つである居宅訪問型保育事業を開始しました。

その後、保育需要の急速な増大に対し、保育園の新設よりも迅速に保育定員を拡大するため、平成29年4月、認可保育園等に内定しなかった入園希望者（待機児童）を対象とした待機児童向け居宅訪問型保育事業を開始しました。

待機児童ゼロが達成された現状においては、待機児童向け居宅訪問型保育事業のあり方や対象者等について改めて検討する必要があります。

医療的ケア等が必要な児童向けの事業については、区立元麻布保育園が開設したことを踏まえ、家庭で実施する居宅訪問型の保育と元麻布保育園における障害児保育の双方の位置付けや役割の再整理が必要となっています。

【居宅訪問型保育事業の利用児童数の実績】

	H27 年度	H28 年度	H29 年度	H30 年度	R1 年度	R2 年度
医療的ケア等が必要な児童向け (H27.12.1 開始)	1	4	6	8	7	6
待機児童向け (H29.4.1 開始)			37	43	35	39

《取組の方向性》

居宅訪問型保育事業は、保育を必要とするものの、認可保育園等のような施設での集団保育にはなじまないなどの独自の需要や、働き方の変化に伴う保育需要の多様化にきめ細かく対応することができます。

このような需要の量や具体的内容を精査した上で、居宅訪問型保育事業を真に必要とする方が利用することができる制度に再構築します。

医療的ケア児等を対象とした居宅訪問型保育事業については、元麻布保育園の開設を踏まえ、双方の強みを活かした役割分担を整理します。

4 認可外保育施設等に係る区の支援の方向性について

これまで待機児童の受け皿として機能してきた認証保育所や認可外保育施設の利用者に対する各種補助事業を見直します。

また、待機児童解消のために認可保育園を補完する役割を担ってきたみなと保育サポート事業について、見直しを進めます。

《現状と課題》

認証保育所については、認可外保育施設でありながら東京都独自の基準を満たす施設として、待機児童解消に大きく寄与してきましたが、待機児童ゼロ達成以降、全体的に定員に対する空きが生じています。一方で、一定の基準のもとで保育料を自由に設定できるため園独自の保育プログラムを行いやすいことや、利用に当たって教育・保育の支給認定を受ける必要がないことなどによる認証保育所固有の需要も一定程度見られ、待機児童解消後の認証保育所に対する区の支援の方向性を検討する必要があります。

平成16年度からは、認可保育園等に入所できずに認証保育所を利用している子どもの保護者に対して認証保育所保育料補助制度を実施しています。待機児童が解消され認可保育園等にも定員に対する空きが多く生じていることから、助成制度についても改めて検討する必要があります。

また、平成28年度からは、認可保育園等に入所できずに認可外保育施設を利用している子どもの保護者を対象とする認可外保育施設保育料補助制度を実施しています。待機児童が解消され認可保育園等にも定員に対する空きが多く生じていること、令和元年10月の幼児教育・保育の無償化の開始により一定の基準を満たした認可外保育施設についても一定額まで国の無償化の対象となったことなどから、補助制度について改めて検討する必要があります。

みなと保育サポート事業は、児童の保護者の就労形態が多様化する中で、待機児童解消のため、パートタイム勤務や育児短時間勤務利用者等を主な利用対象として実施してきましたが、待機児童解消後の事業の位置付けを改めて検討する必要があります。

【認証保育所定員の推移】

		H27.4	H28.4	H29.4	H30.4	H31.4	R2.4	R3.4
施設数		21 施設	20 施設	19 施設	20 施設	20 施設	19 施設	19 施設
定員	0 歳	144	138	134	140	145	137	134
	1 歳	219	208	195	204	201	191	191
	2 歳	209	202	188	197	205	180	181
	3 歳	115	121	125	131	120	120	119
	4 歳以上	65	64	67	67	67	65	68
	合計	752	733	709	739	738	693	693

※異年齢で合同の定員設定をしている部分については、低い年齢に計上（例：3～5歳定員を14人で設定している場合は、3歳定員を14人として計上する）。

【認証保育所保育料補助金の実績】

	H28 年度	H29 年度	H30 年度	R1 年度	R2 年度
対象児童延人数	5,542	5,658	5,389	5,201	4,851
交付額	252,416,290	261,459,120	237,689,960	242,307,010	279,178,316

【認可外保育施設保育料補助金の実績】

		H28 年度	H29 年度	H30 年度	R1 年度	R2 年度
対象児童人数	無償化前	93	182	322	297	
	無償化後				603	760
交付額	無償化前	19,660,200	79,769,860	160,864,270	91,356,200	
	無償化後				204,267,885	514,465,211

※無償化後の交付額には、施設等利用給付費を含みます。

【みなと保育サポート事業 延べ利用児童数の実績】

施設名	H27 年度		H28 年度		H29 年度		H30 年度		R1 年度		R2 年度	
	定期	スポット	定期	スポット	定期	スポット	定期	スポット	定期	スポット	定期	スポット
白金	3,963	643	4,987	61	4,998	111	5,191	120	3,617	301	2,312	483
港南四丁目	3,303	578	2,806	221	2,902	234	3,070	297	2,543	456	1,873	390
東麻布	2,574	370	3,483	325	3,480	234	4,150	261	3,501	183	2,753	207
赤坂					0	5	3,462	339	3,857	371	3,554	468
白金台							2,270	201	3,359	142	2,545	275
合計	9,840	1,591	11,276	607	11,380	584	18,143	1,218	16,877	1,453	13,037	1,823

《取組の方向性》

認証保育所については、認可外保育施設であるものの東京都が定める一定の基準を満たし、待機児童解消の役割を担っていることから港区認証保育所補助要綱により整備費補助の対象となっていますが、現況を踏まえ、今後、新規開設は行わないこととし、既存施設への運営費補助を継続します。

認証保育所及び認可外保育施設（以下「認証保育所等」という。）は、本来、独自の保育サービスと利用料を設定し、施設と保護者の直接契約により保育を提供する施設です。しかしながら、多くの待機児童が発生していた状況において、認証保育所等が実質的に待機児童の受け皿となっていたことから、認可保育園等と認証保育所等の保育料負担の公平を図るために認証保育所保育料補助制度及び認可外保育施設保育料補助制度（以下「保育料補助制度」という。）が創設されました。

現在は、認可保育園等への入園が可能であるにもかかわらず、保育料助成を受けて認証保育所等を利用している人も一定数見込まれており、また、運営事業者に対するヒアリングにおいても、保育料補助制度が、本来認可保育園に入園できる園児の認証保育所等の利用を促しているといった意見が見られました。

待機児童が解消している現状においては、認可保育園等と認証保育所等双方の本来の役割や性質に応じた費用負担の考え方に戻るべきであり、保育料補助制度は、対象者の条件や補助金額などについて見直します。

みなと保育サポート事業については、利用者の属性を分析することで認可保育園とのニーズの重複を把握し、みなと保育サポート事業固有のニーズを整理した上で、固有のニーズに対応することが可能な事業に見直します。

5 働き方の多様化に対応した保育利用調整基準の見直しについて

フリーランスなどの新たな就労形態に対応した、より公平な基準とするため、保育利用調整基準を見直します。

《現状と課題》

保育利用調整基準については、保護者の働き方や世帯の状況に応じ、公平、公正に保育園の入園調整ができるよう、毎年見直しについて検討を行っています。これまでも、保育利用調整基準の優先順位において、「居宅外就労」と「居宅内就労」を同順位とするなど、社会状況の変化を踏まえた保育利用調整基準の改正を行ってきましたが、近年、働き方改革や新型コロナウイルス感染症の感染拡大が働き方の多様化をさらに推し進めています。

《取組の方向性》

フリーランスなどの新たな就労形態が増加し定着しつつあることを受け、このような就労形態に対応したより公平な基準とするため、保育利用調整基準を見直します。

また、テレワークの推進などの働き方のさらなる多様化や、新型コロナウイルス感染症の感染拡大などの社会状況の変化を注視しながら、保護者の意見や他自治体の動向も踏まえ、保育利用調整基準の見直しを検討します。

第4章 今後継続して検討することについて

1 私立認可保育園等に対する運営支援のあり方

現在、開設後5年以下の保育施設に対し、定員未充足に伴う減収補助を行う特別助成制度がありますが、待機児童ゼロの継続を前提とした制度の拡充等を求める声が一部の運営事業者から寄せられています。

待機児童ゼロを維持するためには、保育の需要と供給を完全に一致させることは困難であることから、必然的に定員に対して一定程度の空きが生じることとなります。

区が保育の実施責任を果たすため、このような定員に対する空きを前提とせざるを得ない以上、当該定員に対する空きの結果、運営事業者の収支が成り立たないという事態はできる限り避ける必要があります。

しかしながら、保護者や子どもから選ばれる保育園となるための運営事業者としての努力や運営事業者間の競争が、結果として保育の質やサービスの向上に繋がることとなり、この努力や競争の熱意を奪うことは避けなければなりません。

保護者や子どもから選ばれる保育園となるために積極的な努力を続け、かつ、持続可能な保育園運営が継続されるような運営支援のあり方を引き続き検討していきます。

2 保育園の独自の魅力発揮のための上乗せ徴収について

保育の質のより一層の向上のために区が定める利用者負担額（保育料）以外に園独自で取り組む保育等に要する費用を別途徴収する「上乗せ徴収」制度が存在しますが、区ではこれまで当該制度の活用を認めていません。

運営事業者ヒアリングの結果、一定程度の運営事業者が園の独自性の発揮のために上乗せ徴収の実施を望んでいることが分かりました。

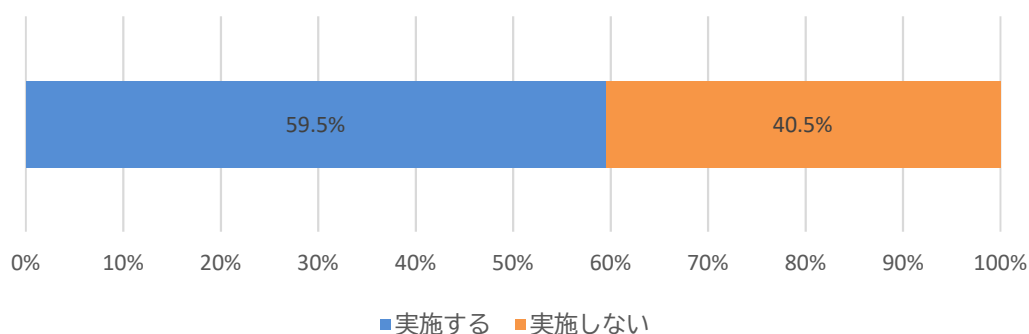
しかし、現在、利用調整という枠組みの中で入園する保育園が決定することから保護者の園選択の自由度が高いとはいえない状況であることや、保育所の児童福祉施設という法的役割から、上乗せ徴収の実施については、仕組みやルール作りを含めて慎重に検討する必要があります。

今後、他自治体の取組等を参考にしながら、その実施の可否やルールについて検討していきます。

【上乗せ徴収が認められた場合の独自カリキュラムの実施の意向】

【保育園等運営事業者ヒアリング事前調査票】

問13 上乗せ徴収が認められた場合の独自カリキュラムの実施の意向



おわりに（就学前児童に対する総合的な子育て支援のあり方について）

区は、令和3年4月に児童相談所設置市となり、保育園をはじめとする児童福祉施設の認可権限や指導監督権限が東京都から移管されるとともに、認可外保育施設に対する指導監督権限も東京都から移管されました。

これにより、区は、これまで以上に子育て支援に主体的に取り組むことができるようになりました。

また、近年、保育を取り巻く環境が大きく変化し、保護者の就労形態や生活様式が多様化するなか、教育・保育に係るニーズもさらに複雑化・多様化し、保護者の施設選択やサービス選択に係る詳細な分析がこれまで以上に必要となっています。

教育・保育に係るニーズの多様化・複雑化に伴い、これまでの既存の枠組みにとらわれない就学前児童に対する総合的な子育て支援のあり方の検討が必要です。

検討に当たっては、近年の幼児教育・保育の無償化のような大きな制度改正や、新型コロナウイルス感染症感染拡大などの影響を踏まえた、保護者や子どもの価値観・ニーズの変遷などを把握する必要があります。

保護者や子どもの現在の詳細なニーズを把握、分析した上で、児童相談所設置市として、これからの就学前児童に対する総合的な子育て支援のあり方を検討していきます。

参 考 資 料

1 基礎資料

(1) 港区の人口推計

令和3年3月に実施された港区人口推計では、令和4年度に一定程度人口が減少した後、港区基本計画の計画最終年度である令和8年度までの間、毎年5千人～7千人程度の増加が見込まれ、令和9年1月1日の人口は約28万8千人となる見通しです。年齢三区分別の人口では、年少人口（0～14歳）、生産年齢人口（15～64歳）及び老年人口（65歳以上）のいずれも増加する見込みです。

区分		令和3年1月1日		令和9年1月1日	
		実数（人）	構成比	想定人数（人）	構成比
総人口		259,036	100.0%	288,094	100.0%
年齢階層	年少人口	35,936	13.9%	40,397	14.0%
	生産年齢人口	178,914	69.1%	199,279	69.2%
	老年人口	44,186	17.1%	48,418	16.8%

出典：港区基本計画・港区実施計画（令和3年度～令和8年度）、港区人口推計（令和3年3月）

(2) 港区の合計特殊出生率と出生数

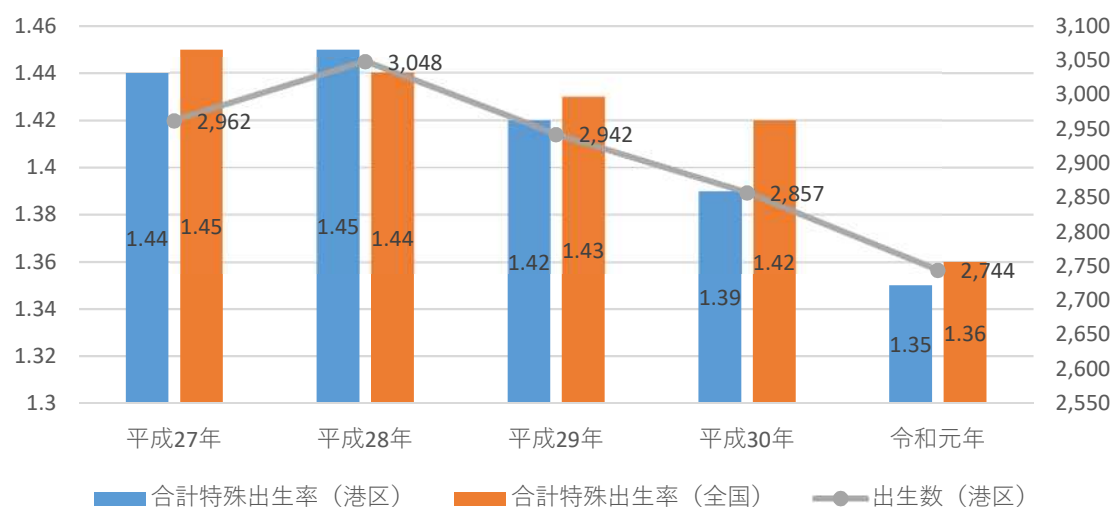
区では、平成28年に合計特殊出生率が1.45に達し、全国の1.44を上回り、23区トップとなりました。令和元年は1.35であり、全国の1.36と同水準を維持しています。出生率及び出生数は、近年減少傾向にあります。

区分	合計特殊出生率		出生数
	港区	全国	港区
平成27年	1.44	1.45	2,962
平成28年	1.45	1.44	3,048
平成29年	1.42	1.43	2,942
平成30年	1.39	1.42	2,857
令和元年	1.35	1.36	2,744

※上記数値は、各年1月から12月までの集計値。

出典：港区行政資料集（令和2年度版）

【港区の合計特殊出生率と出生数】



（３）育児休業取得率

全国の育児休業取得率は、男性、女性いずれも上昇傾向を示しています。男性の育児休業取得率は、女性と比較すると低い割合にとどまっていますが、国の男性の育児休業取得促進に係る取組などにより、近年上昇傾向にあります。

区分	男性	女性
平成 27 年度	2.65%	81.5%
平成 28 年度	3.16%	81.8%
平成 29 年度	5.14%	83.2%
平成 30 年度	6.16%	82.2%
令和元年度	7.48%	83.0%

出典：雇用均等基本調査（厚生労働省）

2 策定に係る事業者ヒアリングについて

(1) 目的

「港区の待機児童ゼロ達成後の新たな課題への対応方針」策定に係る検討に際し、区内保育運営事業者の置かれている現状や今後の意向を把握するため、事業者ヒアリングを実施しました。

(2) ヒアリングの内容

- ①実施対象：区内で私立認可保育園、小規模保育事業所、事業所内保育事業所を運営している保育事業者42社
- ②方法：回答された事前調査票に基づくヒアリング
- ③実施期間：令和3年2月8日（月）から同年3月10日（水）まで

(3) ヒアリング結果概要

No.	設問と結果概要	
1	設問	港区内の保護者の保育施設ニーズについてどのように感じているか。
	結果	運営事業者が感じる港区の保護者のニーズとして、区立認可保育園は、「非常に高い」が58.8%、「高い」が35.3%、「低い」が5.9%、「非常に低い」が0%、私立認可保育園は、「非常に高い」が30.3%、「高い」が45.5%、「低い」が24.2%、「非常に低い」が0%、小規模・事業所内保育事業は、「非常に高い」が0%、「高い」が13.0%、「低い」が43.5%、「非常に低い」が43.5%だった。 その他の保育施設としては、認定こども園は、「非常に高い」が13.3%、「高い」が60.0%、「低い」が26.7%、「非常に低い」が0%、認証保育所は、「非常に高い」が0%、「高い」が29.4%、「低い」が47.1%、「非常に低い」が23.5%だった。
2	設問	現在すでに運営している保育施設の今後の定員設定をどのように考えているか。
	結果	運営事業者が考える既存施設の今後の定員設定の方向性については、「現状維持」が65.8%、「全年齢の定員を拡大したい」が1.4%、「全年齢の定員を縮小したい」が6.8%、それ以外の定員設定が26.0%だった。
3	設問	保育運営事業者として、運営を継続していくために必要と考える最低入所率（在園児数／定員）は。

	結果	運営を継続していくために必要と考える最低入所率として、私立認可保育園運営事業者の回答の最大値は 100%、最小値は 50%、平均値は 82.3%だった。小規模・事業所内保育園運営事業者の回答の最大値は 100%、最小値は 50%、平均値は 76.2%だった。
4	設問	保育園運営事業者として、経営における損益分岐点のような、保育施設の運営継続を判断する指標を持っているか。
	結果	判断指標を「持っている」が 64.1%、「持っていない」が 35.9%だった。
5	設問	運営する保育園の空きが拡大し、保育施設の閉園を検討しなければならないようになった場合に、閉園の障害となる事項は何か。
	結果	「在園児処遇」「在勤職員の処遇」「整備費補助金返還」「賃貸借契約の途中解約金」という回答が多かった。
6	設問	定員に空きが多く生じた際に、実際の保育現場において生じる課題とそれに対応するための工夫、また、空き定員の多さが保育士のモチベーションや継続勤務の意向に与える影響は。
	結果	主な回答として、「余裕のある状況に慣れ、またその空き時間を活用しようと製作等を増やす傾向にあるため、園児数が増えた際に保育に負担を感じるようになる」等が挙げられている。
7	設問	【小規模保育事業者のみ】連携施設を設定するとすれば、どこが良いか。
	結果	近隣区立園の連携施設設定を希望する園が 12 園中 8 園 (66.7%)、近隣私立園の連携施設設定を希望する園が 3 園 (25.0%)、未定が 1 園 (8.3%) だった。
8	設問	【小規模保育事業者のみ】卒園後の受け皿として、①特定の連携施設を設定せず、保護者の意向を踏まえた区の利用調整により 3 歳児クラスの転園先を確保する方法（現在の方法）と、②特定の連携施設を設定して、そこに 3 歳児クラスの定員枠を確保する方法は、どちらが運営事業者にとって望ましいか。
	結果	卒園後の受け皿の確保方法として、「特定の連携施設を設定せず、保護者の意向を踏まえた区の利用調整により 3 歳児クラスの転園先を確保する方法（現在の方法）」が 12 園中 4 園 (33.3%)、「特定の連携施設を設定して、そこに 3 歳児クラスの定員枠を確保する方法」が 8 園 (66.7%) だった。
9	設問	もっとも使用頻度が高い公園はどこで、その混雑状況はどの程度か。またその公園を利用する理由は何か。

	結果	5地区の中で施設数と保育定員がもっとも多い芝浦港南地区は、比較的広い公園でも園児で混み合っているという意見が多かった。使用頻度が高い公園を使用する理由は、「園から近い」がもっとも多く、「公園が広い」が続いている。
10	設問	年齢別の公園使用頻度は。また主に使用する時間帯は。
	結果	公園使用頻度は年齢によって異なるが、平均して週3日程度。公園を使用する時間帯は、午後と回答した園が1園あったのみで、それ以外の園は午前中に公園を使用している。
11	設問	公園を使用する以外の外遊び方法について具体的に。
	結果	園内テラスでの水遊びや、他園のプール使用などが挙げられている。
12	設問	現在、上乗せ徴収をせずに行っている独自の保育カリキュラムや保護者サービス等、事業者の強みを活かした取組があるか。あるならどのようなものか。
	結果	英語、体操、リトミック等の回答が多い。
13	設問	仮に上乗せ徴収が認められた場合、独自の保育プログラムを導入するか。するとすればそれはどのような内容で徴収額はいくらになるか。
	結果	上乗せ徴収が仮に認められた場合、上乗せ徴収をして独自の保育カリキュラムを「実施する」と回答したのが59.5%、実施しないと回答したのが40.5%だった。
14	設問	保育士確保の難しさについて現在の状況をどのように感じているか。
	結果	私立認可保育園は、「非常に難しい」が56.3%、「難しい」が34.4%、「易しい」が9.4%、「非常に易しい」が0%、 小規模・事業所内保育事業所は、「非常に難しい」が54.5%、「難しい」が36.4%、「易しい」が0%、「非常に易しい」が9.1%だった。

3 策定に係る検討経過

(1) 検討体制

「港区の待機児童ゼロ達成後の新たな課題への対応方針」は、待機児童ゼロの継続や今後の保育サービスに関するものであることから、これらを所掌事項とする港区子育て支援推進会議で検討しました。

また、詳細な検討のため、港区子育て支援推進会議の下に、保育政策課長を部会長とする検討作業部会を設置し、策定を進めました。

【子育て支援推進会議構成員】

	所属
会長	子ども家庭支援部長
副会長	子ども家庭支援部子ども家庭課長
委員	高輪地区総合支所管理課長
委員	芝浦港南地区総合支所管理課長
委員	子ども家庭支援部保育政策課長
委員	子ども家庭支援部保育課長
委員	子ども家庭支援部子ども家庭支援センター所長
委員	教育委員会事務局学校教育部学務課長
委員	教育委員会事務局学校教育部教育指導担当課長

※学務課長及び教育指導担当課長は、案件が教育施策に関する部分に限る。

【検討作業部会構成員】

	所属
部会長	子ども家庭支援部保育政策課長
部会員	子ども家庭支援部保育政策課保育政策係長
部会員	子ども家庭支援部保育政策課保育指導係長
部会員	子ども家庭支援部保育課保育支援係長
部会員	子ども家庭支援部保育課運営支援係長
部会員	子ども家庭支援部保育課運営支援係副係長
部会員	子ども家庭支援部子ども家庭支援センター子ども家庭サービス係長
部会員	教育委員会事務局教育推進部教育長室教育推進担当係長
部会員	教育委員会事務局学校教育部学務課学校計画担当係長

(2) 検討経過

開催年月日		会議体	主な検討内容
令和2年	11月24日	子育て支援推進会議	・検討体制（検討作業部会の設置） ・検討スケジュール
	12月16日	子育て支援推進会議	・検討項目
	12月24日	第1回検討作業部会	・作業部会の設置 ・検討項目及び検討方法 ・今後のスケジュール
令和3年	1月19日	第2回検討作業部会	・内容検討
	2月12日	第3回検討作業部会	
	3月5日	第4回検討作業部会	
	3月18日	第5回検討作業部会	
	4月19日	子育て支援推進会議	・基本的考え方について（審議）
	4月27日	第6回検討作業部会	・子育て支援推進会議における審議等を踏まえた整理
	5月24日	庁議	・基本的考え方について（審議）
	8月6日	第7回検討作業部会	・対応方針案について
	8月18日	子育て支援推進会議	・対応方針案について

※令和3年5月に基本的考え方を決定した上で、港区子ども・子育て会議等に報告し、意見を受けています。